

## 議案第 4 号

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 13 日提出

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 井 上 澄 和

### 理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の一部改正により、個人情報の定義及び個人情報の収集の制限の規定を改めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正  
する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第4条第3項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改め、同条第4項中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項各号を削る。

第10条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第10条第2項第9号中「第2条第4号イ」を「第2条第6号イ」に改める。

第14条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるも

の」を加える。

第15条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第48条中「第2条第4号ア」を「第2条第6号ア」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

2 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「であって」の次に「、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により」を加える。

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例・新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3) <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4) <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>

新	旧
<p>第3条 (略)</p> <p>(個人情報の収集の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、本人から直接書面（<u>電磁的記録を含む。</u>）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>の収集をしてはならない。ただし、法令等に基づいて収集するとき、及び第40条に規定する福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する届出)</p> <p>第10条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、広域連合長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>第2条第6号イ</u>に係る個人情報ファイル</p> <p>3 (略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>(個人情報の収集の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、本人から直接書面（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。</u>）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 実施機関は、<u>次に掲げる事項に関する個人情報</u>の収集をしてはならない。ただし、法令等に基づいて収集するとき、及び第40条に規定する福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 思想、信条及び宗教</u></p> <p><u>(2) 人種及び民族</u></p> <p><u>(3) 犯罪歴</u></p> <p><u>(4) 社会的差別の原因となる社会的身分</u></p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する届出)</p> <p>第10条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、広域連合長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>第2条第4号イ</u>に係る個人情報ファイル</p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人識別符号が含まれるもの</u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(部分開示)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び<u>個人識別符号</u>の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第16条～第47条 (略)</p> <p>第48条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第5条第4項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された<u>第2条第6号ア</u>に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、</p>	<p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(部分開示)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第16条～第47条 (略)</p> <p>第48条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第5条第4項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された<u>第2条第4号ア</u>に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、</p>

新	旧
<p>又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第49条～第51条 (略)</p>	<p>又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第49条～第51条 (略)</p>

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例・新旧対照表  
(附則第2項関係)

新	旧
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)</u>により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第28条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第28条 (略)</p>